公　示　日：2026年3月18日（水）
調達管理番号：25a00993

国　　名：東ティモール
担当部署：東ティモール事務所
調達件名：東ティモール国産業開発政策実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：評価分析
（２）格　付　　：3号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2026年4月下旬から2026年6月下旬
（２）業務人月：1.20
（３）業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）見積書提出部数：1部
（３）提出期限：2026年4月1日（水）（12時まで）
（４）提出方法：国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果の通知：2026 年 4 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針　16 点
② 業務実施上のバックアップ体制　4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験　40 点
② 対象国・地域での業務経験　8 点
③ 語学力　16 点
④ その他学位、資格等　16 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に民間セクター開発分野）
対象国及び類似地域	東ティモール及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール政府は、財源の多様化を通じ、石油産業に依存しない持続的な経済成長に取り組んでおり、2011 年に策定した国家戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan）においては、非石油部門の育成・産業多角化を国家最優先課題として掲げている。また、2023 年には国家産業開発戦略（NIDP: National Industrial Development Policy）を策定し、制度整備・産業高度化・人材育成・民間セクターの開発をアプローチとして定めている。

他方で、同国経済は長らく石油歳入に依存してきており、製造業は小規模農産加工・手工芸等に限定され、産業基盤は未発達である。さらに、熟練人材の不足、企業の生産性の低さ、投資環境・規制運用の脆弱さが非石油部門の成長を阻害している。また、東ティモールは 2024 年に WTO、2025 年に ASEAN へ正式加盟し、通商・産業政策体系の整備や国際基準との整合が急務となっている。

かかる状況下、商工省（MCI: Ministry of Commerce and Industry）には、経済問題調整大臣（MCAE）の政府横断的調整の下、産業政策の立案・実施や法制度運用を行う必要があり、より効果的な省庁横断的調整や官民対話も伴った政策実装能力の強化が求められているが、現状では人的・制度的基盤が脆弱で、政策の実施・モニタリングが十分に機能していない。

JICA は 2014 年に産業政策アドバイザー、2016 年以降は産業開発アドバイザーを MCI に対して派遣しており、産業政策レビュー、工業団地開発の計画策定、中小企業支援政策、国際統合に関する助言等を実施してきた。2024 年以降は主に MCI と協働で製造業アクションプラン（MAP）の草案作成支援を行い、優先分野の設定、政策方向性の整理、省庁横断的調整メカニズムの検討、及び実施への移行など初期的段階にある。しかし、MAP で示された施策に関して、東ティモール政府の事業・予算計画の核である Annual Action Plan（AAP）への落とし込

み、実施体制構築、モニタリング運用といった政策を実行する力が十分に確立していない。

こうした状況を踏まえ、東ティモール政府は MAP を基軸に産業政策の立案・実施・評価を一体的に強化し、産業多角化を実現する制度基盤を整えることを目的として、本事業の実施を日本政府に要請した。

本プロジェクトは、東ティモール商工省（MCI）が産業開発政策を効果的に立案・実施・評価できる体制を整備することを目的とし、産業多様化および民間セクターの成長を促進するための政策実施能力を強化するものである。専門家の派遣を通じて、製造業アクションプラン（MAP）に基づく施策の実施支援、省庁間調整の改善、官民対話の運用強化、政策モニタリングの仕組み構築、中小企業振興政策の改善等を支援することが想定される。更に、主な活動としては、①MAPにおける調整メカニズムや関係省庁の役割分担の整理、②省庁間調整の円滑化に向けた助言、③中小企業支援制度（補助金、融資等）に関する現状把握と改善案の検討、④既存の政府年次計画（AAP）と連動したパイロット活動の実施、⑤政策モニタリングのための企業情報の整理・標準化・活用方法の改善、⑥中小企業振興政策の企画・実行支援などが想定される。併せて、企業データ管理体制の改善、関係機関との情報整合性の確認、職員能力向上のための研修や指導、パイロット活動の評価と改善、政策の持続的運用に向けた計画策定等も実施する想定である。これらの活動を通じて、商工省が産業政策を継続的に運営できる行政運営能力の強化を図り、非石油部門の産業発展、投資環境改善、雇用創出に寄与することを目指す。

今回実施する詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じて協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトにかかる合意
文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づくデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価

基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 4 月下旬～2026 年 5 月上旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 東ティモール側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。

④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026年5月中旬～2026年6月上旬）

① JICA東ティモール事務所等との打合せに参加する。

② 東ティモール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。過去の協力時点で収集された情報をベースに効率的な情報収集を行う。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、アジア開発銀行等）の活動動向、連携の可能性

③調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の

団員とともに検討する。

④関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑤実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑥担当分野に係る調査結果をJICA東ティモール事務所等に報告する。

（３）整理業務（2026 年 6 月中旬～2026 年 6 月下旬）

①報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2026 年 6 月 26 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト － JICA

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸＩ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務は 2026 年 5 月 16 日～6 月 5 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA 本部の調査団員が現地調査を行うより 1 週間程度先行して、東ティモール事務所員とともに現地調査の開始を予定しています。

②　現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）　総括（JICA）

イ）　民間セクター開発（JICA）

ウ）　協力企画（JICA）

エ）　評価分析（本コンサルタント）

③　便宜供与内容

JICA 東ティモール事務所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア）　空港送迎：あり

イ）　宿舎手配：あり

ウ）　車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ）　通訳傭上：必要に応じて英語⇔テトゥン語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を東ティモール事務所から配付しますので、tm_oso_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・産業政策アドバイザー業務完了報告書（2014-2015, 2015-2016）

・産業開発アドバイザー業務完了報告書（2016-2017, 2017-2019, 2019-2022, 2022-2023, 2024-2026）

・東ティモール国 南部開発に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・東ティモール国　産業振興に係る情報収集・確認調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12152377.pdf

・東ティモール国 日本のODA事業の足跡に関する 情報収集・確認調査ファイナルレポート
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12380382.pdf

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを

参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上